

議案第47号

町田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2023年3月3日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、指定管理者の指定申請に関する運用を変更することに伴い、関係する規定を整理するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立図書館条例施行規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

指定管理者の指定申請に関する運用を変更することに伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 指定管理者の指定申請時の提出書類に関する規定を次のように改めます。

(第2条関係)

ア 定款並びに翌事業年度分の法人等の事業計画書及び収支予算書の提出を不要とします。

イ 財産目録に関する規定を改めます。

(2) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

町田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

町田市立図書館条例施行規則（令和3年3月町田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第6条第2項に規定する事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、<u>これに相当する書類</u>）</p> <p>(3) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における決算書（指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における<u>財産の状況を示す書類</u>）</p> <p>(4) 指定申請の日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書</p> <p>(5) ～ (8) 略</p>	<p>(指定管理者の指定申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第6条第2項に規定する事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>定款及び</u>登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、<u>これらに相当する書類</u>）</p> <p>(3) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における<u>財産目録及び</u>決算書（指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における<u>財産目録</u>）</p> <p>(4) 指定申請の日の属する事業年度<u>及び翌事業年度</u>における法人等の事業計画書及び収支予算書</p> <p>(5) ～ (8) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。